

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年7月13日
【会社名】	株式会社東名
【英訳名】	TOUMEI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 文彦
【本店の所在の場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 関山 誠
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 関山 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 170,327,250円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月13日付で四半期報告書(第23期第3四半期(自2020年3月1日至2020年5月31日))を東海財務局長に提出したことに伴い、2020年6月11日付をもって提出した有価証券届出書並びに2020年6月23日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）2019年11月27日東海財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第1四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）2020年1月14日東海財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第2四半期（自 2019年12月1日 至 2020年2月29日）2020年4月13日東海財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年11月27日に東海財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）2019年11月27日東海財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第1四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）2020年1月14日東海財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第2四半期（自 2019年12月1日 至 2020年2月29日）2020年4月13日東海財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第3四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月13日東海財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年11月27日に東海財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2020年6月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年6月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

〔事業等のリスク〕

（省略）

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。